

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 公表日

令和4年11月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種法の実施の指示に関する事務 ③予防接種法の実施に必要な協力に関する事務 ④給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査またはその請求に対する応答に関する事務 ⑤給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、その届出等に係る事実についての審査またはその届出等に対する応答に関する事務 ⑥実費の徴収に関する事務
③システムの名称	健康情報システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2、17、18、19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号) (情報提供の根拠) 第12条の2、12条の2の2、第13条 (情報照会の根拠) 第12条の2、12条の3、第13条、13条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 (情報照会の根拠) 第2条第5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 <span style="float: right;">電話:027-321-1230</span>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高崎市保健医療部保健予防課 〒370-0829 高崎市高松町5番地28 <span style="float: right;">電話:027-381-6112</span>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 17, 18, 19の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 17, 18, 19の項	事後	番号法の改正による番号法 第19条の号ズレ修正 施行日: 令和3年9月1日
令和3年9月1日	II 1③システムの名称	健康情報システム 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	健康情報システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目	1万人以上10万人未満 平成27年4月1日時点	10万人以上30万人未満 令和3年7月1日時点	事後	
令和4年10月7日	I 4②法令の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) 17, 18, 19の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2, 16の3 (別表第二における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内 閣府/総務省/令第7号) (情報提供の根拠) 第12条の2、12条の2の 2、第13条 (情報照会の根拠) 第12条の2、12条の3、 第13条、13条の2 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律施行規 則 (情報照会の根拠) 第2条第5号	事後	
令和4年10月7日	II 1対象人数	10万人以上30万人未満 令和3年7月1日時点	10万人以上30万人未満 令和4年10月4日時点	事後	
令和4年10月7日	II 2取扱者数	500人未満 令和3年7月1日時点	500人未満 令和4年10月4日時点	事後	
令和4年10月7日	IV5不正な提供・移転が行わ れるリスクへの対策は十分か	[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない	[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない 十分である	事後	
令和4年10月7日	IV6不正な提供が行われるリ スクへの対策は十分か	[ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)	[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供) 十分である	事後	